

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 等 の 登 録 (保 険 課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)
国民健康保険医として登録があったものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

◇ 公 安 告 示 遊 技 機 の 型 式 の 検 定 (防 犯 少 年 課)

◇ 正 誤 昭 和 六 十 三 年 五 月 鳥 取 県 告 示 第 五 百 三 十 一 号 中 訂 正

告 示

鳥取県告示第七十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
前 垣 義 弘	鳥医第三、八四七号	昭和六十三年十二月五日
伊 藤 雅 之	鳥医第三、八四八号	〃
脇 坂 義 和	鳥薬第六八〇号	昭和六十三年十二月二日
丸 田 真 一	鳥薬第六八一号	昭和六十三年十二月十四日
清 水 真 弓	鳥薬第六八二号	昭和六十三年十二月二十一日

鳥取県告示第七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
市場医院	境港市馬場崎町一七七	昭和六十三年十一月十六日
近藤医院	米子市大篠津町四六九四	〃
山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目四六三	〃

鳥取県告示第八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令

第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石川 由美子	鳥国薬第六七五号	昭和六十三年十月十七日
前川 真知子	鳥国薬第六七六号	昭和六十三年十一月五日
草野 俊郎	鳥国薬第六七七号	〃
趙 昌代	鳥国薬第六七八号	昭和六十三年十一月十四日
脇坂 義和	鳥国薬第六八〇号	昭和六十三年十二月二日
丸田 真一	鳥国薬第六八一号	昭和六十三年十二月十四日
前垣 義弘	鳥国薬第六八四七号	昭和六十三年十二月五日
伊藤 雅之	鳥国医第三、八四八号	〃

鳥取県告示第八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和

二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
近藤医院	米子市大篠津町四六九四	昭和六十三年十二月二十 二日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	昭和六十三年十二月二十 七日

鳥取県告示第八十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	昭和六十三年十二月二十日

鳥取県告示第八十三号

岸本町が行う土地改良事業に係る小町地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年一月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す

る。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字蔭ノ平ラ八九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
酒津加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、安倍彦名団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 土地区画整理事業の名称
安倍彦名団地土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び名称
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県住宅供給公社
理事長 西尾邑次
- 三 事業施行期間
第一工区 昭和六十一年五月三十日から平成元年三月三十一日まで

変更前

第二工区 昭和六十一年五月三十日から平成二年三月三十一日まで

変更後

第二工区 昭和六十一年五月三十日から平成元年六月三十日まで

第三工区 昭和六十一年五月三十日から平成二年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

第一工区

米子市安倍字清水尻西、字組板西、字船入及び字船入沖並びに彦名町字二番川、字二番川中及び字二番川灘の各一部

変更前

第二工区

米子市安倍字組板西及び字船入沖並びに彦名町字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

変更後

第二工区

米子市安倍字組板西及び字船入沖並びに彦名町字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

第三工区

米子市彦名町字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行許可の年月日

昭和六十一年五月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成元年一月二十三日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年一月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類

型 式

製 造 業 者 名

X-ファイバークラウンド

株式会社三共

ターゲットI

ナインボール

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
X-ファイバークラウンド			株式会社三共
ターゲットI			
ナインボール			

ぱちんこ遊技機

サンダーボルト

株式会社まさむら遊機

サブマリンP一

豊丸産業株式会社

サブマリンP三

正 誤

昭和六十三年五月鳥取県告示第五百三十一号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 十二 大谷見槻中 大字見槻中

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】